



島根県報

平成26年9月30日（火）

第2,636号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

県立学校統合再編成通学支援資金貸与規則の一部を改正する規則	（学 校 企 画 課）	2
高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則	（人権同和教育課）	2

【告 示】

保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	3
土砂災害警戒区域の指定	（砂 防 課）	3
ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為の一部 改正	（都 市 計 画 課）	4
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建 築 住 宅 課）	4

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料 の額の一部改正		4
---	--	---

公布された条例等のあらまし**◇県立学校統合再編成通学支援資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第66号）**

1 規則の概要

- (1) 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（第2条関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成26年10月1日から施行することとした。

◇高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第67号）

1 規則の概要

- (1) 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定及び様式の整理（第4条・様式第1号関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成26年10月1日から施行することとした。

規 則

県立学校統合再編成通学支援資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第66号

県立学校統合再編成通学支援資金貸与規則の一部を改正する規則

県立学校統合再編成通学支援資金貸与規則（平成19年島根県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「すべて」を「全て」に改め、同条第4号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第67号

高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

高等学校奨学資金貸与規則（平成14年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同項第3号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

様式第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

告 示

島根県告示第554号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町下久野461、462-1、463、464-6、470、1139、1140-1、1140-2、1141

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大東町下久野461、462-1、463、464-6、470、1139、1140-1、1140-2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第555号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

浜田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

日脚イ、丸原A、丸原B

(2) 土石流

港町C

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第556号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為（平成23年島根県告示第536号）の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から施行する。

平成26年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

次の1号を加える。

(6) 江津市景観計画（平成26年江津市告示第91号）に定められた景観計画区域内で行う行為

島根県告示第557号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成25年島根県告示第202号）の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から施行する。

平成26年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「

表江津市の項中	沖の浜	簡易耐火構造2階建	昭和51	0.91	を
		中層耐火構造3階建	平成25	0.97	

」

「

沖の浜	中層耐火構造3階建	平成25	0.97	に改める。
		平成26		

」

島 根 県 病 院 局 告 示**島根県病院局告示第2号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から施行する。

平成26年 9 月 30 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

B型肝炎ウイルス検査の項の次に次の1項を加える。

HCV薬剤耐性変異解析 1回につき 21,500円